

岐阜労働局発表
平成28年9月29日（木）

担 当	岐阜労働局職業安定部職業安定課
	職業安定課長 鷺見 和彦
	地方雇用保険監察官 川出 裕一
	電話 058-245-1311 FAX 058-245-3105

報道関係者 各位

電子申請の推進をめざし「雇用保険電子申請事務センター」を開設

厚生労働省においては、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成27年6月30日閣議決定)により、「2021年度までにオンライン利用率を70%以上に向上する」ことが政府方針として決定されており、雇用保険関係事務についても当該方針を踏まえ、電子申請を更に推進していくこととしています。

岐阜労働局では、平成28年度までのオンライン利用率等を「雇用保険被保険者資格取得届・雇用保険被保険者資格喪失届」で20%、「高年齢雇用継続基本給付金の申請」で10%をめざすとともに、審査処理時間を3.2日/1件をめざし取り組んでおります。

これに対応するため、「雇用保険電子申請事務センター」を設置し、電子申請の処理業務の集中化により、処理時間の迅速化を図るとともに、電子申請の更なる推進を図ってまいります。

1 開設日

平成28年10月1日

2 名称

岐阜労働局雇用保険電子申請事務センター

3 場所

岐阜市金町 4-30 明治安田生命岐阜金町ビル 3階 岐阜労働局金町庁舎内

4 主な業務

雇用保険関係手続(取得・喪失、継続給付関係)に係る電子申請

5 連絡先

058-267-5123

平成28年10月1日より岐阜県内における
雇用保険電子申請事務処理を
**「岐阜労働局雇用保険
電子申請事務センター」**
で行います。

各ハローワークで行っている雇用保険電子申請手続きについて、申請受理から審査・決定までの事務処理を迅速化するため、平成28年10月1日より雇用保険電子申請事務処理(一部の届出を除く。)を岐阜労働局雇用保険電子申請事務センターで集中して行います。
※ 雇用保険電子申請はインターネットを用いて各種手続きを行うことです。
詳細はこちら→

電子政府の総合窓口【 e-Gov 】のホームページ <http://www.e-gov.go.jp/>
ハローワークへ書類持参のうえ雇用保険手続きを行うこととは異なりますので、ご注意ください。

----- ご注意ください -----

- ① 電子申請書の提出先は従前どおり管轄ハローワークに提出してください。
(電子申請画面(基本情報画面)での提出先は管轄ハローワークを選択してください。)
- ② 届出内容によって電子申請事務センター、又は、管轄ハローワークより確認連絡をする場合があります。
例 雇用保険適用事業所設置届の申請など。
- ③ 事務集中化に伴い、必要に応じて確認書類の添付を依頼する場合があります。

例 定年退職の方の被保険者資格喪失手続き ... 定年規定部分の就業規則(写)の添付

集中化に伴い添付書類の徹底をお願いします。

①必ず添付をお願いするもの

「記載内容に関する確認書・提出内容に関する確認書」

「提出代行に関する証明書(継続委託用)」「提出代行に関する証明書(個別委託用)」

「離職証明書の記載内容に関する確認書」

「被保険者の確認を得られないやむを得ない理由について」(社会保険労務士の疎明書)

「被保険者の確認を得られないやむを得ない理由について」(事業主の疎明書)

「事業主が指定する者に係る電子証明書の利用届」

「労働事務組合の長が指定する者個人の電子証明書の利用届」

※申請の状況により添付すべき書類は異なります。

②離職理由を確認できる資料の添付をお願いします。

離職理由の判定は、事業主及び離職者の主張を把握するのみならず、その際にはそれぞれの主張を確認できる資料による事実確認を行った上で、最終的に安定所等において慎重に行います。

したがって、事業主又は離職者の主張のみで判定するものではありませんので、離職理由を確認できる資料の添付をお願いしております。

上記に係る部分、その他、記載内容の誤り等、不備がある場合は原則「修正指示」における書類の再提出をお願いすることがあります。

【お問い合わせ先】

〒500-8842 岐阜市金町4丁目30番地

明治安田生命岐阜金町ビル3F

岐阜労働局雇用保険電子申請事務センター

電話：058-267-5123 FAX：058-267-5180

開庁日：平日 開庁時間：8:30~17:15

(土日祝祭日、年末年始を除く)

これからは電子申請!! さあ、始めよう!!

岐阜労働局では、「**岐阜労働局雇用保険電子申請事務センター**」を設置し、雇用保険業務における電子申請の利用促進に努めております。

ご利用方法等は下記までお問い合わせください。

なお、e-Gov電子申請システムの利用方法等、お問い合わせの内容により、電子政府利用支援センター等関係機関をご案内させていただくことがございます。あらかじめご了承ください。

電子申請にはたくさんのメリットがあります！

時間の有効活用

- ・ 24時間365日手続き
- ・ 移動時間、待つ時間の節約
- ・ 働き方改革「ゆう活」に対応
- ・ スキマ時間の活用

コストの削減

- ・ 移動に伴う交通費等の削減
- ・ 届出書類が完成した都度、申請できる
- ・ 被保険者への確認がメールでも可能

適正管理

入力時のチェック機能による記入漏れ等の防止。
さらに会社のシステムとの連携（API外部連携）が可能であり、記入誤り等を防止。

データの活用

- ・ 社外への持ち出しに伴う個人情報紛失のリスクが少なくなります。
- ・ 申請日の記録による申請漏れのチェックが容易にできます。
- ・ 複数の管轄でも本社一括で手続きが可能です。
- ・ マイナンバーの管理が容易になります。
- ・ 社会保険と合わせて手続きが可能です。

岐阜労働局雇用保険電子申請事務センター

〒500-8842 岐阜市金町4丁目30番地 明治安田生命岐阜金町ビル3F
電話：058-267-5123 FAX：058-267-5180

開庁日：平日 開庁時間：8:30~17:15
(土日祝祭日、年末年始を除く)

LL280801岐阜局06

よくあるご質問に対してお答えします。

どのような手続きが電子申請で可能なのでしょうか。

厚生労働省が管轄する届出のほとんどがe-Gov電子申請システムで手続きが可能です。
(雇用保険を含む労働保険関係、社会保険関係、高年齢・障害者の雇用状況報告、労働基準関係手続など)
e-Gov電子申請システムのウェブページで電子申請で手続可能かどうかを検索いただけます。

電子申請で手続した場合の申請から公文書の受け取り方法まで手順を知りたいのですが。



e-Gov電子申請のウェブページで、電子申請により雇用保険手続を行った場合の手順を「チュートリアル」方式で紹介しており、手続の一連の画面イメージをご覧いただく事が可能です。

<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/introduction/index.html>

添付書類は別途郵送する必要はありますか。

必要書類を画像データとして添付することができますので、別途郵送いただく必要はありません。
(添付書類に不足がある場合は連絡のうえ送付を求めることもあります。)

申請データの事前準備は可能ですか。また、便利に入力出来るような方法はありますか。

e-Gov電子申請システムには申請データが入力途中であっても、入力データを一端PCのハードディスクなどに保存しておき、改めて当該データを取り込み活用することができますので届出期間前に申請データを事前に作成しておくことが可能です。また、入力項目が同じ届出が複数ある場合は入力データの引用も可能です。

民間のソフトウェア会社が販売する給与計算・労務管理ソフトを導入されていて、そのソフトに電子申請支援機能である「一括申請」や「API※」が搭載されていれば、その機能により簡単に申請データを作成し申請いただけます。その機能の使用方法などは販売元のソフトウェア会社へお尋ねください。

※「API(Application Programming Interface)」はe-Gov電子申請システムにアクセスすることなく、アプリから直接申請することが可能な機能です。平成27年4月以降にe-Govとの連携テストが完了したのから順次、API搭載ソフトの販売が開始されます。

電子申請だと時間がかかりますか。

岐阜労働局では岐阜県内のハローワークで行っている雇用保険電子申請手続(設置届など一部を除く。)について、申請受理から審査・決定までの事務処理を迅速化するため、平成28年10月1日より岐阜労働局雇用保険電子申請事務センターで集中して行うことにより、迅速な公文書の交付を行っています。

e-Gov電子申請システムの利用方法の問い合わせ先はどちらですか。

「電子政府利用支援センター」 050-3786-2225 (ビジネスダイヤル)

017-771-9008 (IP電話等をご利用の場合)

受付時間: 【4~7月】平日 9:00~19:00 土日祝日 9:00~17:00 【8~3月】平日、土日祝日 9:00~17:00



その他ご不明な点がありましたら下記まで気軽に御連絡ください。

岐阜労働局雇用保険電子申請事務センター

〒500-8842岐阜市金町4-30明治安田生命岐阜金町ビル3階

電話 058-267-5123 FAX 058-267-5180